



### 五月の写真説明

## 今月のふるさと カレンダー

### 五月の写真説明

(一)市民は、空き缶や瓶を散乱させないため、飲んだ後の空き缶や瓶を持ち帰り、又は空き缶や瓶を回収する条例を図り、良好な生活环境を保全することを目的に、市民・事業者・市の責任と義務を明確にしたものであります。

(二)市民は、空き缶や瓶を散乱させないため、飲んだ後の空き缶や瓶を持ち帰り、又は空き缶や瓶を回収する条例を図り、良好な生活环境を保全することを目的に、市民・事業者・市の責任と義務を明確にしたものであります。

五月一日より「都留市空き缶等の散乱防止及び回収に関する条例」が施行されました。この条例は、空き缶や瓶などの散乱防止及び回収と地域の環境促進を図り、良好な生活环境を保全することを目的に、市民・事業者・市の責任と義務を明確にしたものであります。

(一)市民は、自らその身近な地域・職域における空き缶等の回収活動に進んで参加し、市の実施する行事に協力していただきます。

(二)事業者は、空き缶等の散乱防止のため、マスコミ等を利用し、又は店頭で消費者に対する啓発活動を行い、空き缶等の回収を自主的に行う奉仕

(一)事業者は、空き缶等の散乱防止のため、マスコミ等を利用し、又は店頭で消費者に対する啓発活動を行い、空き缶等の回収を自主的に行う奉仕

(二)市は、市民の空き缶等の散乱防止についての理解と関心を深めるよう努め、地域の自然的、社会的条件に即した適切な政策をつくり、これを実施する。

(二)市は、事業者や団体に対し

(一)自動販売機の届出

(二)屋内に設置されるもので、常時管理する者があるもの。

(一)工場・事務所など敷地内にあって、その関係者のみ利用するもの。

(一)特定区域の指定

(二)特定区域として指定された。この区域内では、自動販売機により容器入り飲料の販売者に届け出をしてもらい必ず回収容器を備えていただけます。

(一)届け出を要しない自動販売機